



- I. カルテル調査における新たな秘匿特権制度への実務対応上の留意点
- II. 電子データに含まれる情報
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2019年
10月31日号

I. カルテル調査における新たな秘匿特権制度への実務対応上の留意点

執筆者: 木目田 裕、勝部 純、小林 和真呂

1. はじめに

本年 6 月に成立した独占禁止法の改正法において、事業者の自主的な調査協力の度合いに応じて課徴金の減算額を決定する、調査協力減算制度が導入された。それとともに、同制度をより機能させる目的で、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)の行政調査手続を対象として、事業者が調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談する際の秘密を保護する、限定的な「秘匿特権」類似の制度(以下「本秘匿特権制度」という。)が導入されることとなった。

秘匿特権(プリビレッジ(Privilege))とは、依頼者と弁護士間の相談内容について、民事・刑事訴訟手続、仲裁等の裁判外紛争解決手続、行政調査手続等で開示を拒否することができる依頼者の権利であり、英国や米国等、主にコモンローの法体系に属する国々において古くから認められてきた権利である。日本では、これまで依頼者の権利としての秘匿特権の概念は存在しなかったが、今般、本秘匿特権制度が導入されることとなったため、日本企業もその対応について検討しておく必要がある。

以下、米国における秘匿特権の概要及び本秘匿特権制度の概要を紹介した上、本秘匿特権制度において企業が秘匿特権を適用・維持するための実務対応上の留意点について述べる。

2. 米国における秘匿特権の概要

米国においては、「Attorney-Client Privilege」と呼ばれる秘匿特権の概念が存在する。かかる秘匿特権を主張するためには、依頼者と弁護士間の、リーガルアドバイスを求める/提供するためのコミュニケーションであって、当該コミュニケーションが秘密とされることの合理的かつ継続的な期待があるという要件を満たすことが必要である。また、かかる秘匿特権の対象となる資料であっても、第三者に開示した場合等は、秘匿特権を放棄したとみなされ、秘匿特権の保護が失われてしまう場合がある。

3. 本秘匿特権制度の概要

本秘匿特権制度においては、不当な取引制限に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書(物件)について、所定の手続により一定の条件を満たすものであると確認された場合、審査官がアクセスすること本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

となく、速やかに事業者に還付するという手続が想定されている。その対象物件、対象外物件、適用要件として以下のものが挙げられている。

<対象物件>

- ✓ 事業者から弁護士への相談文書
- ✓ 弁護士から事業者への回答文書
- ✓ 弁護士が行った社内調査に基づく法的意見が記載された報告書
- ✓ 弁護士が出席する社内会議でその弁護士との間で行われた法的意見についてのやり取りが記載された社内会議メモ等

<対象外物件>

- ✓ 不当な取引制限に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の基礎となる事実を示す資料(弁護士相談前から存在する資料(一次資料)・相談の基礎となる事実を収集し取りまとめた資料(事実調査資料))
- ✓ 独占禁止法の不当な取引制限以外の規定又は他法令に関する法的意見等の内容を記載した資料

<適用要件>

- ✓ 提出命令時に事業者が本秘匿特権制度の取扱いを求めること
- ✓ (文書の件名、保管場所、秘密性の維持等)適切な保管がされていること
- ✓ 事業者が本制度の取扱いを求める物件ごとに、当該物件の作成日時、作成者の氏名、共有者の氏名、属性(手紙、覚書、社内調査報告書、社内会議メモ等)、概要等を記載した文書(いわゆるプリビレッジログ)を、提出命令後、一定の期限内に提出すること
- ✓ 対象外物件が含まれていた場合は、公正取引委員会に当該物件の写しを提出するか、その内容を報告すること
- ✓ 違法な行為を目的としたものでないこと

4. 本秘匿特権制度への実務対応上の留意点

本秘匿特権制度の詳細は未だ決定されていないものの、現段階から、秘匿特権を適用・維持するための実務対応を行っておくことが望ましい。以下、米国における実務も参考として、実務対応上の留意点について述べる。

(1) 依頼者と弁護士間のメール・文書の交信

米国においては、依頼者と弁護士の間でメールや文書を交信する際、広く、メールの件名や本文冒頭、文書のヘッダーに「Privileged & Confidential, Attorney Client Communication」といった定型文言を入れることが行われている。もともと、かかる定型文言を入れることによって必ず秘匿特権の対象となるわけではなく、あくまで当該コミュニケーションの内容が秘匿特権の要件を満たしているかという実質判断が行われることとなる。それにもかかわらずグッド・プラクティスとして上記が行われているのは、①情報の受領者が秘匿特権の対象となる秘密情報であることを認識し、第三者への開示等を控える効果が期待できること(上記のとおり、第三者への開示は秘匿特権の放棄とみなされるおそれがある。)、②文書提出要求を受けた際、秘匿特権対象文書の特定、プリビレッジログの作成、早期の還付の点において有用であること、③秘匿特権の対象か否かが争いになった場合に、実際に秘匿特権の対象として取り扱われていたとの主張の補強材料となること等が理由として挙げられる。

上記のとおり、本秘匿特権制度においても、いわゆるプリビレッジログの提出が適用要件とされている。公正取引委員会の立入検査・提出命令を受けた後、事実確認などを行いながら、プリビレッジログを一定の期限内に提出する必要があるため、メールの件名や本文冒頭、文書のヘッダーに秘匿特権の対象であることを示す定型文言を付して検索等を可能にしておかないと、当該期限までにプリビレッジログを作成することが困難となる。したがって、かかる定型文言を付す実務上の必要性は高いと思われる。また、将来的にどのような事案が公正取引委員会による不当な取引制限の調査対象となるかを事前に予測することは困難であるため、独占禁止法違反に関連する事案においては、悉皆、メールの件名等にかかる定型文言を付すといった運用を検討する必要があると思われる。

(2) インタビューメモ、調査報告書

上記のとおり、米国法における秘匿特権の対象は、依頼者と弁護士間の「リーガルアドバイスを求める/提供するため」のコミュ

ニケーションである。弁護士による内部調査における、従業員に対するインタビュー結果を記載したインタビューメモや、事実認定を記載した調査報告書は、弁護士が依頼者にリーガルアドバイスを行う過程で作成される文書であることに疑いはないが、厳密に上記要件を満たすか否かが問題となるケースもある。そこで、米国においては、かかるインタビューメモや調査報告書には、逐語のやり取りの記載や事実認定だけでなく、弁護士の思考、分析、印象等を織り込んだ上、その旨を文章としても記載することや、当該インタビュー・内部調査がリーガルアドバイスを提供する目的で行われていることを文章として記載することが、秘匿特権対象性を補強するための実務として行われている(加えて、インタビューメモや調査報告書には、上述した秘匿特権の対象であることを示す定型文言も付される。)

上記のとおり、本秘匿特権制度においても、「弁護士が行った社内調査に基づく法的意見が記載された報告書」については対象物件とされている一方、「いわゆる一次資料・事実調査資料」については対象外物件とされている。本秘匿特権制度の適用対象となるか否かの判断は、文書の内容を踏まえた実質判断となるため、弁護士の法的意見が記載されている旨を当該文書に形式的に付記するだけでは意味がなく、その内容として法的意見の実態を備えているか否かが重要である。

(3) 社内での情報共有、社内会議での報告

上記のとおり、米国の秘匿特権の要件として「秘密性」があり、保護対象文書を第三者に開示した場合等は、秘匿特権を放棄したとみなされ、当該文書に関する秘匿特権を失ってしまう場合がある。また、本秘匿特権制度においても、「秘密性の維持等…適切な保管がされていること」が要件とされている。この点、秘匿特権の対象となる弁護士作成のメモランダム等の文書を、社外の者もメールの宛先に含めて社内共有した場合、「秘密性の維持」の要件を満たさないと判断される可能性があると思われる。また、社内のみでの共有の場合であっても、不必要に当該文書を転送・拡散した場合、やはり「秘密性の維持」の要件を満たさないと判断される可能性があると考えられる。したがって、情報の共有範囲は、社内当該情報を知る必要がある関係者のみにとどめておくことが望ましい。

また、上記のとおり、米国法における秘匿特権の対象は、「弁護士・依頼者間のコミュニケーション」であり、本秘匿特権制度においても、その対象物件は、「事業者から弁護士への相談文書」、「弁護士から事業者への回答文書」、「弁護士が出席する社内会議でその弁護士との間で行われた法的意見についてのやり取りが記載された社内会議メモ等」などとされている。この点、弁護士の出席を伴わない取締役会、経営会議、その他の社内会議に際して、社内担当者が弁護士作成のメモランダム等を引用・要約した会議資料や議事録を自ら作成した場合、本秘匿特権制度の対象となるか否かは不明確であるため、かかる文書の取扱いに関する今後の公正取引委員会の運用を注視する必要がある。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
j.katsube@jurists.co.jp

2006年弁護士登録、2013年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2017年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。会計不正、競争法違反、品質不正事案のクロスボーダーの危機対応案件等を中心に手掛ける。近時のセミナーに「企業が直面しているさまざまなリスクと危機管理体制の構築」、「いま会社が知るべき品質不正対応の4つのポイント～あなたの会社を守るために何ができるのか～」等。



こばやし かずまる
小林 和真呂

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
k.kobayashi@jurists.co.jp

2004年東京大学法学部第1類卒業、2007年弁護士登録、2014年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014-2015年ワシントン D.C.のクリアリー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン法律事務所所属、2015年ニューヨーク州弁護士登録。2019年-中小企業庁 型取引の適正化推進協議会 委員。カルテル対応をはじめ、企業結合規制対応、個別取引への助言を含む競争法業務を幅広く手掛けるほか、農林水産業関係を中心に国際経済法(WTO、EPA)業務に携わる。

Ⅱ. 電子データに含まれる情報

執筆者: 北條 孝佳

1. 民事裁判における電子データの証拠提出

司法分野では IT 化の遅れが叫ばれていたが、2018 年 3 月 30 日、裁判手続等の IT 化検討会から「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ—『3 つの e』の実現に向けて—」が発表された¹。3 つの e とは、e 提出(e-Filing)、e 事件管理(e-Case Management)、e 法廷(e-Court)のことである。e 提出は、紙媒体の裁判書類を裁判所に持参、郵送等していた現行の取扱いに代えて、24 時間 365 日利用できる電子データ(ファイル)によるオンライン提出に移行することを意味し、e 事件管理は、裁判所が管理する事件記録や事件情報について、訴訟当事者本人や訴訟代理人が随時かつ容易に書面等のファイルにオンラインでアクセスすることが可能になることを意味し、e 法廷は、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議の活用が拡大されることを意味する。

このうち、e 提出では、訴状や証拠の提出が関係し、これまで、紙媒体の裁判書類を裁判所に持参や郵送等によって提出していたことに代えて、ファイルのオンラインによる提出に移行し一本化することとされている。現行では、大量のファイルが証拠であったとしても大量に印刷された紙媒体を裁判所に持参等していたことから考えれば、ファイルのオンラインによる提出によって、遠隔地からの提出や大容量データの提出が容易になり、著しい進展であるといえる。特に、これまで、ファイルを印刷し紙媒体にて提出された場合、後述するファイル内に保存されていたメタデータが失われていたが、これも含めた証拠提出が可能になる点でもそのメリットは大きいと考えられる。

2. メタデータ

メタデータとは、ファイルが印刷された紙媒体にはそもそも印刷されることがない情報であり、コンピュータを使用している使用者が意図せずにコンピュータ等の情報システムやソフトウェアにより自動的に作成・付与される情報のことをいう。メタデータは、「ファイル自身に関連する情報(属性情報)」とも定義される²。このメタデータは、当該ファイルをコピーして別のコンピュータでメタデータを確認したとしても編集等しない限り、通常変更されることはないデータである。一方、コンピュータのファイルシステムが管理している作成日時/更新日時/アクセス日時が保存されている「プロパティ情報」と呼ばれるデータ(図 1 の「ファイルの情報」に該当する。)は、コンピュータごとに管理することになるため、別のコンピュータにファイルをコピーした場合、このファイルの作成日時は、コピーした日時に変更されてしまうことは留意しておくべきである。

ファイルに保存されているメタデータは、ソフトウェアごとに異なり、例えば、Word ファイル内のメタデータには、図 1 のとおり、「ファイルの概要」には、タイトル、サブタイトル、作成者、管理者等の情報が、「詳細情報」には、作成日時、更新日時、アクセス日、印刷日時、最終保存者、改訂番号、編集時間、ページ数等の多数の情報が保存されている³。また、PDF ファイル内のメタデータには、ドキュメントタイトル、作成者、作成者の役職、説明、説明記入者等の情報が保存されている。さらに、画像データである JPEG ファイルには、EXIF⁴と呼ばれるファイルフォーマットにより、撮影日時、撮影機器のメーカー名、撮影機器のモデル名、画像全体の解像度、撮影方向、シャッター速度、ISO 感度等の詳細な情報が保存されている。この EXIF には、撮影した位置情報を含めることが可能であるが、昨今のデジタルカメラやスマートフォンでは、プライバシーに配慮して初期設定では位置情報を含めないようになっているため、撮影者が意図しない限り位置情報は保存されない。

¹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

² 町村泰貴、白井幸夫編「電子証拠の理論と実務」(2016、民事法研究会)27 頁、佐々木良一編著「デジタル・フォレンジックの基礎と実践」(2017、東京電機大学出版局)145 頁-146 頁参照。

³ なお、Word の「ファイルの情報」に保存されている情報は、コンピュータのファイルシステムが管理しているプロパティ情報である点には注意が必要である。

⁴ Exchangeable image file format の略である。

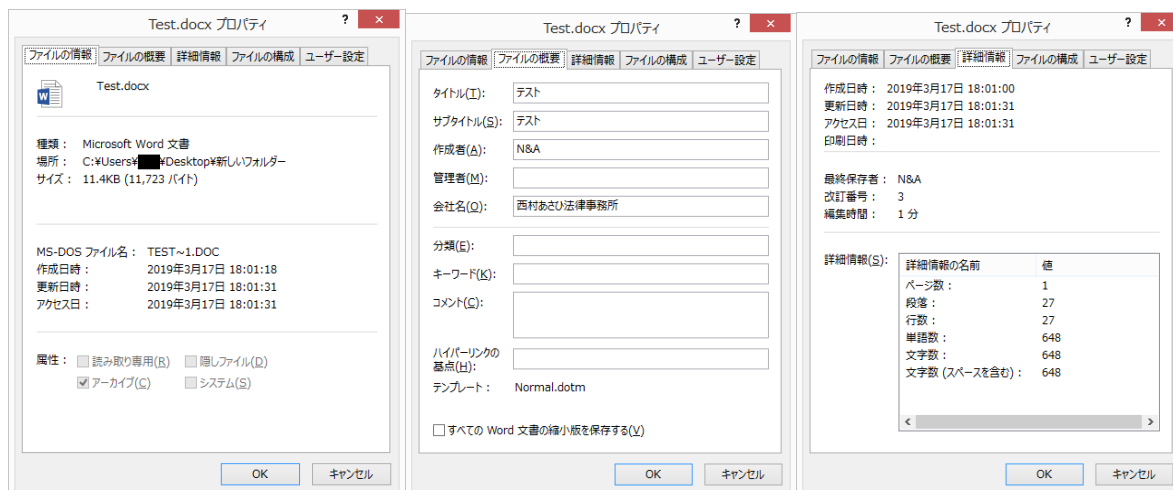


図 1 Word ファイル内に保存されたプロパティ情報とメタデータ
左「ファイルの情報」、中「ファイルの概要」、右「詳細情報」

これらメタデータとファイルシステムが管理しているプロパティ情報との間に齟齬が生じたり、文書ファイルを作成した人物と作成者が異なったりしていれば、改ざんされたことを発見できる場合がある。メタデータが印刷されない紙媒体とは異なり、メタデータがファイル改ざんの手がかりとなり得る。

このメタデータとファイルシステムが管理しているプロパティ情報との間に齟齬が生じ、ファイル改ざんが発覚した事件として、2010 年に発生した検察官フロッピーディスク改ざん事件がある。この事件は、元検察官が、フロッピーディスク内に保存されていた文書ファイルの日時のままでは、検察側の考える筋書きに沿わないと考えたため、当該文書ファイルにおけるコンピュータシステムのファイルシステムが管理しているプロパティ情報を改ざんした。

具体的には、元検察官は、2009 年 5 月 26 日に押収したフロッピーディスク内に保存されていた当該文書ファイルの更新日時「2004 年 6 月 1 日 1 時 20 分 06 秒」を押収後の 2009 年 7 月 13 日に、特殊なソフトウェアを用いて「2004 年 6 月 8 日 21 時 10 分 56 秒」に改ざんした⁵。しかし、捜査報告書に記載された当該文書ファイルの最終更新日時が「2004 年 6 月 1 日 1 時 20 分 06 秒」であったため、齟齬が生じたことにより改ざんされたことが発覚した事件である。

このようなメタデータやファイルシステムが管理しているプロパティ情報の日時等の変更は、特殊なソフトウェアを使用するほか、手作業によっても変更することが可能である。

図 2 は、Test.docx ファイルを操作して作成日時を 2019 年 3 月 17 日から 2010 年 3 月 17 日に変更したメタデータである。ファイル構造に関する知識があれば、作成日時等を変更することは容易である。また、メタデータは作成日時、作成者等、プライバシーに該当し得る情報も含まれることから一括して削除することも可能である。

⁵ 朝日新聞 2010 年 9 月 27 日「FD改ざん「あまりに稚拙」矛盾ない書き換えは困難」

<http://www.asahi.com/special/kaizangiwaku/OSK201009270042.html>

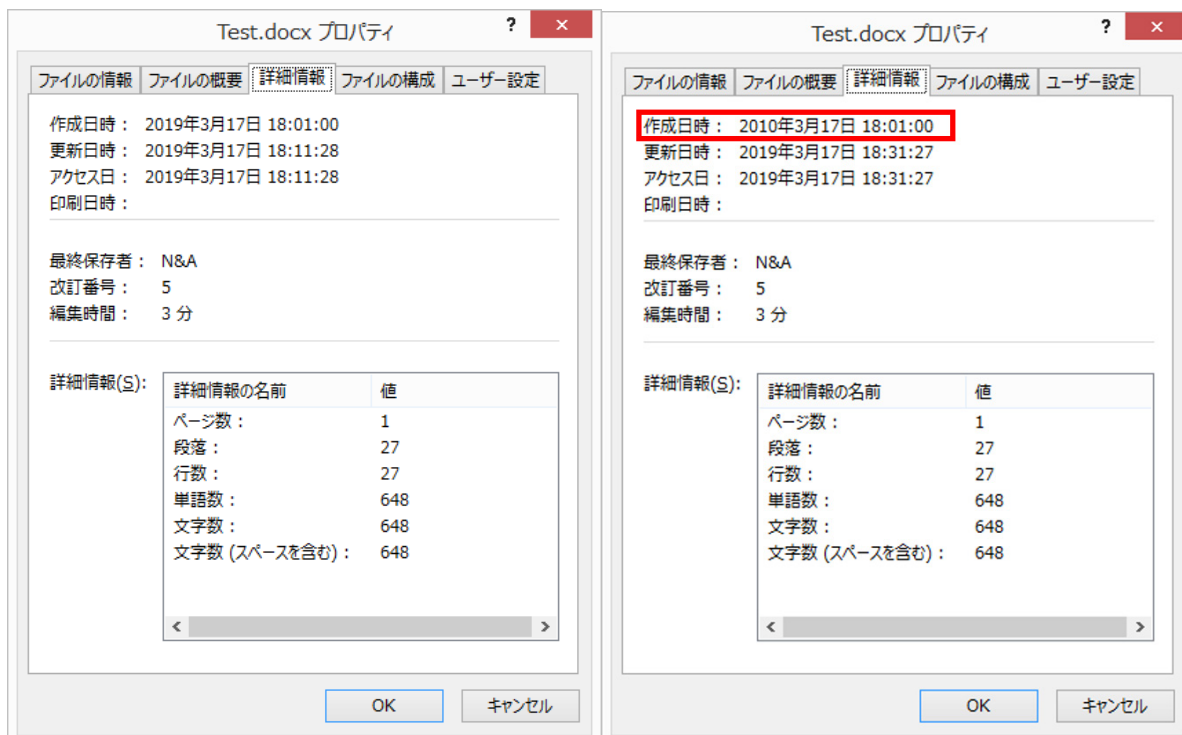


図 2 左「詳細情報」、右「詳細情報」の作成日時を変更したもの

このように、ファイルに含まれるメタデータは、改ざんされている手がかりにもなり得るが、改ざん結果に齟齬が生じていない場合には真正な証拠として扱われてしまう可能性があることに留意する必要がある。

3. ハッシュ値の活用

このような改ざんを防ぐ方法として、ハッシュ値の活用がある。ハッシュ値とは、ファイルから一定の計算手順により求められた、規則性のない固定長の値のことをいう。メタデータは、ファイル内に保存された情報であることから、ファイルが変更されていないことを確認するために、ハッシュ値の活用が有効である。ハッシュ値は、ファイルのわずかな一部だけでも変更されれば、全く異なる値になるため、この値が一致すれば改ざんされていないことを担保することができる。

例えば、上記 Test.docx ファイルにおける変更前のハッシュ値(SHA1)は、

599FB1D8D7DDBD3158084E2DE692925622865E4B

になるが、作成日時を変更した後の当該ファイルのハッシュ値は、

5A2EEFAD312C433FEDF850188D12EFDF5496FCD1

となり、全く異なる値になっていることが分かる。このように提出されたファイルが改ざんされていないことを確認するためには、ファイルが保全された段階でハッシュ値を取得しておき、提出されたファイルのハッシュ値を証拠保全された際のハッシュ値と比較することで、改ざんを防止できる可能性がある。

4. まとめ

裁判手続等の IT 化によって、訴状や証拠等をファイルとして扱えるようになり、検索や提出が容易になる反面、ファイル改ざんの容易性から、当該データの真正性が問題になり得る。メタデータを確認することによって改ざんされたかどうかの手がかりになり得るが、齟齬がなければ真正なものとして扱われる可能性も否定できない。ファイルと合わせて当該ファイルが作成された時点や証拠保全された時点のハッシュ値の提供を受けてこれを確認する、他の痕跡情報による齟齬がないかを確認することなど、ファイルが改ざんされていないことを別の方法で確認することも考慮する必要がある。



ほうじょう たかよし
北條 孝佳

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

ta_hojo@jurists.co.jp

危機管理、企業不祥事等の企業法務に従事。特に様々なサイバーセキュリティ事案の調査・法的措置・再発防止策に関する法的アドバイスを行っている。2000年警察庁入庁。元警察庁技官。デジタルフォレンジックやマルウェア解析等に従事し、数多くのサイバー攻撃事案に対応。2015年弁護士登録、日本シーサート協議会専門委員、情報通信研究機構招聘専門員、内閣サイバーセキュリティセンタータスクフォース構成員等を務める。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2019年9月27日】

公取委及び経産省、適正な電力取引についての指針を改定

公取委

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/sep/190927denryokugl.html>

経産省

<https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190927004/20190927004.html>

2020年度から、電気事業法の改正により、一般送配電事業者⁶及び送電事業者⁷(以下「一般送配電事業者等」といいます。)と発電事業者⁸及び小売電気事業者⁹の兼業が原則禁止されます。これに伴い、一般送配電事業者等とその特定関係事業者¹⁰の間においては、取締役の兼職や業務委託の制限等の行為規制が導入されます¹¹。改定指針は、かかる行為規制の導入により、独占禁止法又は電気事業法上、公正かつ有効な競争の観点から新たに問題となる行為を掲げています。

① 一般送配電事業者の取締役等の兼職規制¹²

改正電気事業法は、送配電事業の中立性を阻害する行為を防ぐため、一般送配電事業者等と発電事業者及び小売電気事業者の兼業を原則として禁止しています。一般送配電事業者の取締役等が、その特定関係事業者の取締役等を兼職している場合、一般送配電事業者等において知った非公開情報¹³を踏まえて、特定関係事業者の業務運営に関する意思決定を行ったり、特定関係事業者が有利になるよう送配電業務を実施したりするなど、送配電事業の中立性を阻害する行為を行う可能性があるとして

⁶ 改正電気事業法第2条第1項第8号

⁷ 改正電気事業法第2条第1項第11号

⁸ 改正電気事業法第2条第1項第15号

⁹ 改正電気事業法第2条第1項第3号

¹⁰ 改正電気事業法第22条の3第1項本文。①一般送配電事業者の子会社、親会社若しくは兄弟会社に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者、又は②当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められるものをいいます。

¹¹ なお、電気事業者の分類については、資源エネルギー庁のホームページ(https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/supply/)をご参照ください。

¹² 電力・ガス取引監視等委員会における兼職規制に関する検討内容については、同委員会の資料(https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/028_09_00.pdf)をご参照ください。

¹³ 「非公開情報」とは、一般送配電事業者が営む送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るもの(他の電気供給事業者の電源及び電源開発の状況、並びに他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等)をいうとされています。

ています。そのため、改正指針は、兼職者が一般送配電事業者における非公開情報を入手できないようにする措置や、特定関係事業者において重要な意思決定に参画することを防ぐ手段が講じられていない場合、かかる兼職を、公正かつ有効な競争の観点から問題となり得るものと解しています。

② 一般送配電事業者の委託規制¹⁴

改正電気事業法は、同様に送配電事業の中立性を阻害する行為を防ぐため、一般送配電事業者が、特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に送配電等業務を委託することを原則として禁止し、その例外について省令で規定することとしています。一般送配電事業者が特定関係事業者等に対して非公開情報を扱う業務の委託を行う場合、特定関係事業者等が当該業務を通じて競合他社等の情報を得て自社に有利に活用したり、また業務の実施方法等について受託者に一定の裁量がある場合、特定関係事業者等が委託を受けた送配電の業務を自社が有利になるように実施したりするなど、送配電事業の中立性を阻害する行為を行う可能性があるとしてされています。そのため、改正指針は、非公開情報を取扱う業務の委託や、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るもので、受託者の裁量の余地がないことが明白でない業務の委託を、公正かつ有効な競争の観点から問題となり得るものと解しています。

【2019年10月21日】

経産省、デジタル経営の指針(デジタルガバナンス・コード)を策定する方針

デジタルガバナンスに関する有識者検討会のとりまとめ資料

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_governance/190917_report.html

システムガバナンスの在り方に関する検討会のとりまとめ資料

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/system_governance/20190412_report.html

2019年10月16日付け毎日新聞朝刊

2019年10月15日、政府は情報処理促進法改正案を閣議決定し、臨時国会に提出しました。同法は2020年春頃を目処に施行される予定です。同法に基づき、経産省は、デジタル経営の指針(デジタルガバナンス・コード)を策定する見込みです。同指針案の概要は以下のとおりです。

- ・ 5つの行動原則(①成長に向けたビジョンの構築と共有、②ビジョンの実現に向けたデジタル戦略の策定、③体制構築と関係者との協業、④デジタル経営資源の適正な配分、⑤デジタル戦略の実行と評価)を規定
- ・ 資格を有する専門家により、デジタルガバナンスの実態について評価を受けた事業者に対して、国がその結果に応じた格付けを付与する制度を規定

【2019年10月21日】

厚労省、「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針の素案」を公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07350.html

厚生労働省は、2019年10月21日、労働政策審議会雇用環境・均等分科会に対して、職場でのパワーハラスメント(パワハラ)を防止するために、企業が実施すべき対策等をまとめた指針の素案を提示しました。

同素案では、まず、職場におけるパワハラを、「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの」と定義した上で、パワハラの行為類型¹⁵ごとにパワハラに該当する例及び該当しない例を示しています。

その上で、事業者に対して、下記の措置を講じるよう述べています。

- パワハラの内容及び職場でパワハラを行ってはならないとの方針を明確化するとともに、職場でパワハラを行った者につい

¹⁴ 電力・ガス取引監視等委員会における業務の委託等の規律に関する検討内容については、同委員会の資料(https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/020_03_00.pdf)をご参照ください。

¹⁵ ①暴行・傷害(身体的な攻撃)、②脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)、③隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)、④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)、⑤業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)、⑥私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)の6つを挙げています。

- て厳正に対処する旨を文書化し、従業員全員に対して、それらを周知・啓発する
- 労働者からの相談窓口を定めて、労働者に周知するとともに、相談窓口の担当者は、パワハラ発生のおそれがある場合や、パワハラに該当するか微妙な場合であっても広く相談を受けるなど、適切に対応できるようにする
 - パワハラに係る相談があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、パワハラが確認できたときは、被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
 - 相談者・行為者等のプライバシー保護に関する措置を講じる
 - パワハラを相談したこと、調査に協力したこと、都道府県労働局に相談等を行ったことなどを理由として不利益な取扱いをされない旨を定める

【2019年10月25日】

経産省協議会、金型取引の取引適正化のための報告書を作成

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=640219005&Mode=0>

経済産業省及び中小企業庁の主導で発足した「型取引の適正化推進協議会」は、金型等の型取引の適正化に向けたルールを記載した報告書を取りまとめ、2019年10月25日、同年11月24日までを期限として、パブリックコメントの募集を開始しました。報告書では、取引形態を、下記の3つの類型に分類しています。

- ① 型のみ又は部品と型の双方を取引対象とする取引
- ② 取引の対象は部品であるものの、型についても、部品に付随する取引として型製作相当費の支払や製作・型保管等の事実上の指示を行う場合
- ③ 発注側企業が、型そのものを取引対象としないで、かつ、型に関して、型製作相当費の支払や製作・保管等の指示を全く行わず、受注側企業の判断で型管理を行う場合

その上で、①の取引について、遅くとも発注者側は、完成型の受領までに、受注者側に対して、代金を一括かつ前倒して支払うことが望ましいとしています。②の取引についても、資金繰りに課題のある受注者側に対しては、代金の一括払いや「着手金」と称した前払など、製作工程に合わせてできるだけ早期に支払うことが望ましいとしています。さらに、業界ごとに、型の廃棄の目安期間を示し、その期間経過後は、廃棄を前提に受発注者間で話し合いを進める必要があるとしています。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a_nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ke_matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。